

財政福祉委員会 説明資料

平成30年2月28日

健康福祉局

目 次

	頁
1 陽子線治療センターにおける運営負担金及び治療患者数の推移	1
2 陽子線治療センターにおける患者支援制度の推移	2
3 粒子線治療施設における治療料減免制度	3
4 政令指定都市の住宅宿泊事業に関する条例案の比較	4
5 住宅宿泊事業の課題を解決するための対応	5
6 パブリックコメントにおける規制を求める意見の概要	6
7 住居専用地域及び平成30年度の保健センター所在地	7
8 民泊サービスに関する区別の苦情か所数	8
9 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の制定スケジュール	9

1 陽子線治療センターにおける運営負担金及び治療患者数の推移

区分	運営負担金			治療患者数		
	当初予算	実績	差引	当初予算	実績	差引
	円	円	円	人	人	人
24年度	1,626,560,000	1,253,137,169	△ 373,422,831	1	15	14
25年度	1,276,889,000	869,638,033	△ 407,250,967	180	286	106
26年度	912,899,000	496,480,841	△ 416,418,159	400	483	83
27年度	651,102,000	650,430,743	△ 671,257	500	484	△ 16
28年度	665,758,000	848,949,604	183,191,604	520	422	△ 98
29年度	466,982,000	794,982,000	328,000,000	600	450	△ 150

注：平成29年度実績は見込み

2 陽子線治療センターにおける患者支援制度の推移

区分	陽子線治療料減免		陽子線治療資金 利子補給金	
	当初予算	実績	当初予算	実績
24年度	200,000円 (1人)	800,000円 (4人)	14,000円 (1人)	—
25年度	9,000,000円 (45人)	15,200,000円 (76人)	844,000円 (10人)	7,890円 (1人)
26年度	20,000,000円 (100人)	27,200,000円 (136人)	1,445,000円 (15人)	57,204円 (3人)
27年度	30,000,000円 (150人)	24,000,000円 (120人)	1,260,000円 (15人)	103,353円 (3人)
28年度	31,200,000円 (156人)	20,200,000円 (101人)	1,204,000円 (13人)	173,735円 (5人)
29年度	27,400,000円 (137人)	26,000,000円 (130人)	1,380,000円 (15人)	170,533円 (5人)

注：平成29年度実績は見込み

3 粒子線治療施設における治療料減免制度

区 分	減免額	減 免 条 件
名古屋陽子線治療センター	20万円	陽子線治療を受けることの同意書を提出した日において、引き続き1年以上名古屋市内に住所を有している者
神奈川県立がんセンター	35万円 (上限額)	重粒子線治療を開始した県民で、治療支払日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者
静岡県立静岡がんセンター	20万円	陽子線治療に同意した日において、引き続き1年以上静岡県内に住所を有している者
福井県陽子線がん治療センター	25万円	陽子線治療に同意した日において、引き続き1年以上福井県内に住所を有している者

4 政令指定都市の住宅宿泊事業に関する条例案の比較

区 分	区域（上段）・期間（下段）				その他の規定	
	住居専用地域					その他
	第1種 低層	第2種 低層	第1種 中高層	第2種 中高層		
名古屋	●	●	●	●	規定なし	
	①正午～⑤正午 (休日前日正午～休日翌日正午を除く)					
札幌	●	●	●	●	小学校等の敷地の出入口の周囲100メートル以内 規定なし	
	①・④・休日、12月31日から翌年の1月3日までの日を除く期間					①・④・休日その他授業を行わない日を除く期間
仙台	●	●	●	●	規定なし	
	①・④・休日が連続する場合におけるその期間の末日の正午～次に休日等が連続する場合におけるその期間の初日の正午					
横浜	●	●			規定なし	
	①正午～⑤正午 (休日前日正午～休日翌日正午、1月2日正午～1月4日正午を除く)					
京都	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の掲示及び説明等 ・届出の際に行う報告等 ・住宅宿泊事業の適正な実施 ・衛生設備及び衛生に必要な措置 ・定期報告の際に行う報告及び提出書類 など 	
	3月16日正午～翌年1月15日正午					
大阪	区域・期間の制限なし				<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民等への説明 ・届出に係る公表 ・関係法令の遵守 	
堺	●	●	●	●	近隣住民への説明	
	①正午～⑤正午 (休日前日正午～休日正午を除く)					
神戸	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・周知行為の実施等 ・勧告 ・公表 	
	全期間					学校等の周辺100メートルの区域内

注1：札幌市、京都市及び堺市は、制限の対象に関する規定あり。

注2：神戸市は、市長が告示した区域は制限の対象外。また、その他北区有馬町に関する期間の制限の規定あり。

注3：上記以外の政令指定都市は、条例案を上程していない。

5 住宅宿泊事業の課題を解決するための対応

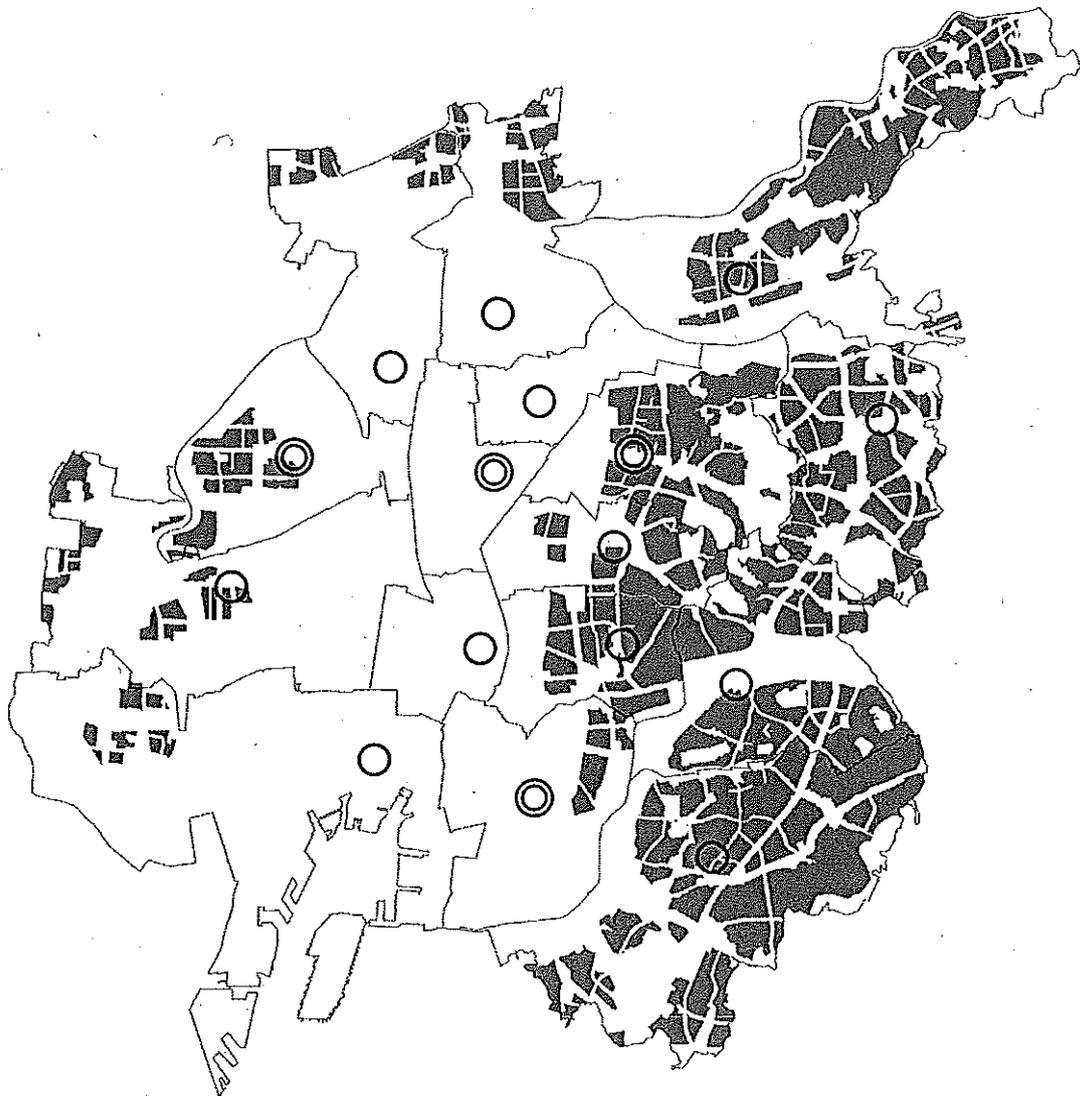
課題	対応	根拠
静穏な環境を保持している地域の生活環境の悪化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域における平日の営業の制限 	条例
周辺住民の生活環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民への事前説明 ・苦情への適切かつ迅速な対応 ・苦情への迅速な対応を可能とする具体的な駆けつけの要件 	要綱 法令 要綱
宿泊者による生活環境の悪化防止 (騒音の防止、ごみの適切な処理、火災の防止)	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の防止等のために配慮すべき事項を宿泊者に説明 ・具体的な説明事項、方法の要件 	法令 要綱
旅館業と同等の衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者一人当たりの居室の床面積の確保、定期的な清掃、換気の実施 ・旅館業と同等の衛生措置 	法令 要綱
消防法令に適合する安全な施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署が発行した消防法令適合通知書を届出に添付 	要綱
災害発生時の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明器具の設置、避難経路の表示、防火の区画その他の安全措置 	法令
宿泊者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者名簿の備付け及び行政の求めに応じた提出 ・対面又は対面と同等の手段による本人確認 ・外国人宿泊者の場合、旅券の写しを保存 	法令 要綱 要綱
外国人宿泊者への外国語による案内	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を用いた設備の使用方法、交通手段、災害発生時の通報先の案内 	法令

注：法令とは、住宅宿泊事業法関連法令を指す。

6 パブリックコメントにおける規制を求める意見の概要

区 分	概 要	同趣旨の 意見の人数
全般に関する意見	事業者の管理責任の強化や高齢の方の多い住宅地域での民泊の禁止等が必要だと思ふ。	1人
制限する期間に関する意見	住宅地では騒音、ごみ等のトラブルが発生する可能性が高い。年間提供日数の上限が180日とのことだが、この期間を短くできないか。または住宅地では全面禁止にできないか。	2人
区域・期間以外の 規制に関する意見	届出施設の所有者・管理者に連絡が取れない場合や行政・警察からの改善指導に対応しない施設に対する営業の差し止め・許可しないことを条例化すべきである。	1人
	制限する区域以外の住宅地域についても、実情に即し、例えば近隣住民から民泊に起因するトラブルの申し出があれば行政が責任を持って対応する等の規定を設ける等により、静穏な環境が保持されるよう配慮していただきたい。	1人

7 住居専用地域及び平成30年度の保健センター所在地



凡例



住居専用地域



環境薬務業務を集約する保健センター

千種保健センター（千種区、昭和区、瑞穂区、名東区）

中村保健センター（西区、中村区、熱田区、中川区）

中保健センター（東区、北区、中区、守山区）

南保健センター（港区、南区、緑区、天白区）



その他の保健センター

8 民泊サービスに関する区別の苦情か所数

(単位：か所)

区 分	か所数
千 種	2
東	13
北	—
西	3
中 村	8
中	35
昭 和	—
瑞 穂	—
熱 田	1
中 川	11
港	—
南	—
守 山	1
緑	—
名 東	—
天 白	—
計	74

注：平成29年4月1日から平成30年1月31日まで

9 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の制定スケジュール

時期		事項
平成29年	6月	住宅宿泊事業法公布（6月16日）
	9月	愛知県との調整（9月～1月）
	12月	関係局との調整（12月～1月）
		ガイドラインの公表（12月26日）
平成30年	1月	有識者からの意見聴取 （12月25日～1月5日）
		パブリックコメントの実施 （1月12日～1月31日）
	2月	パブリックコメント実施結果の公表 （2月23日）
		議案上程（2月23日）
	3月	住宅宿泊事業法の一部施行（3月15日） （住宅宿泊事業者からの届出受付開始）
	4月	庁内連絡会議の設置
6月	住宅宿泊事業法の全部施行（6月15日） （住宅宿泊事業の開始） 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の施行 （6月15日）	

注：意見聴取した有識者

名古屋市保健環境委員会会長
愛知県弁護士会所属弁護士
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合副理事長
一般社団法人日本旅行業協会中部事務局事務局長
桜花学園大学教授
東海学園大学名誉教授
一般社団法人愛知県マンション管理士会会長

